

京都市立病院整備運営事業実施方針新旧対象表

No	頁	章	節	細部	項	目	細目	変更前	変更後
1	5	第1	1	(5)	ウ	(イ)	j	病院広報業務	削る。
2	5	第1	1	(5)	ウ	(イ)	k	地域医療連携部門支援業務	地域医療連携部門業務
3	7	第1	1	(6)	ウ			維持管理費における <u>計画修繕費※</u> については、事業契約書に定めた期日に、一括して支払う。(中略) <u>※計画修繕の詳細については、要求水準書において提示する。</u>	維持管理費における修繕費※については、事業契約書に定めた期日に従って支払う。(中略) <u>※修繕には、大規模修繕は含まない。詳細については、要求水準書において提示する。</u>